

避難所の質の向上のために「スフィア基準」の理解と活用を

スフィア基準は、正式名称を「人道憲章と人道対応に関する最低基準」といい、災害などの緊急事態でも尊厳ある生活を送るための、国際的な人道支援の最低基準のことです。1994(平成6)年のルワンダ虐殺において難民キャンプで多数の死者が出たことを契機に、NGOグループと国際赤十字・赤新月運動により作成されました。その詳細は「スフィアハンドブック」に書かれています。*1

スフィア基準では、ジェンダーや多様性への配慮があらゆる人道支援活動に必要な横断的課題として位置づけられています。これは、災害時に弱い立場に置かれやすい人々、例えば女性、子ども、障害者、性的マイノリティなどが不当に扱われたり、支援から漏れたりしないように、個々のニーズに応じた適切な支援を行うことを目的としています。

海外では、多くの避難所にスフィア基準が採用されています。日本でも2016(平成28)年の熊本地震後に国がまとめた「避難所運営ガイドライン」において、参考にするべき国際基準として紹介されました。しかし、2024(令和6)年の能登半島地震でも避難所での雑魚寝や不衛生なトイレが問題になり、国はスフィア基準をより具体的に反映させる方針を示し、同年12月に「自治体向けの避難所に関する取組指針・ガイドライン」の改定を発表しました。*2



避難所の質向上のための数値目標

トイレの確保
発生当初は「50人に1基」、
その後は「**20人に1基**」

生活空間の確保
3.5㎡の居住スペース

トイレの男女比
男性 **1 : 3** 女性

入浴施設(シャワー・仮設風呂等)
50人に1つ 男女別に提供

スフィア基準という「男女別トイレの設置比1:3」が特に注目されますが、スフィア基準は具体的な数値の厳守が目的ではありません。本来の目的は、女性や女の子が「このトイレは安心して使える」と言えるような環境を整えることです。また、多様なニーズに応えるためには、男女で分けるだけでは十分ではありません。数値にとらわれるのではなく、被災者の声に耳を傾け、それぞれの場所や状況に応じた解決策を考えることが重要です。災害時でも人間らしい尊厳のある生活を確保するために、支援する人も支援される人もスフィア基準を正しく理解して活用することが求められます。

- *1 「スフィアハンドブック：人道憲章と人道支援における最低基準」(改訂を重ね、2018年版が最新版。)
Sphere Association[編]支援の質とアカウンタビリティ向上ネットワーク、2019.10第4版
- *2 内閣府防災「自治体向けの避難所に関する取組指針・ガイドライン」改定について
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/hinanjo_guideline_kaitai241213.pdf



情報ライブラリーより



『女たちが語る阪神・淡路大震災 1995-2024』

認定NPO法人女性と子ども支援センター
ウィメンズネット・こうべ 編著
ペンコム(2024年) 請求記号: 369.3/オ

1995年に発生した阪神・淡路大震災から30年。

本書は、震災翌年の手記に加え、被災女性25人の「震災から30年後の私」を収録し、当時と現在を響き合わせます。避難所での性被害の発信と黙殺、再起と連帯の軌跡から、「災害とジェンダー」の課題が浮かび上がります。

何が変わり、何が変わらないのか——彼女たちの怒りと希望の証言は、平時からの備えとジェンダー平等の不可欠さを私たちに突きつけます。社会に問いを投げ、行動を促す貴重な記録として、ぜひお読みいただきたい一冊です。

※ 上記の本は、With You さいたま情報ライブラリーにて、貸出しをしています。

啓発パネル紹介 ～災害・防災とジェンダー～

防災に関する2種類のパネルを無料で貸出しています。市区町村、自治会、団体等で実施される研修会やイベントなどにぜひご利用ください。



「災害と男女共同参画」

東日本大震災の被災から復興のスタートまでに浮き彫りとなった男女共同参画の課題とこれから目指す社会について解説したパネル



「わたしの防災対策」

災害時には、その規模とともに受け止める社会のあり方が被害の大きさを変えていく。男女共同参画の視点で日ごろからできる防災対策について紹介したパネル

そのほか、ジェンダー関連・DV防止の啓発パネルなどもあります。詳細はホームページをご覧ください。
<https://www.pref.saitama.lg.jp/withyou/support/panel/index.html>

パネル貸出しについてはこちらから



相談コラム

DV(ドメスティック・バイオレンス)と聞くと、以前は殴る・蹴るなど身体的な暴力だけをイメージする方が多く、身体的な暴力でなければDVではないと誤解している方も少なくありませんでした。しかし、DVには、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力等さまざまな形態があり、複数の暴力が重なることが多くみられます。暴力をふるう人は「自分の言うことを聞かないから」「相手が自分に暴力をふるわせた」と自分の暴力を相手のせいにするのがあり

ます。暴力をふるわれた人の多くは、自分が悪いと感じたり、相手を怒らせないように行動したりするようになります。

また自分が本当はどうしたいのかわらなくなってしまうこともあります。暴力をふるう責任は全てふるう側にあり、どんな理由でも暴力は許されません。

With You さいたまでは、相談員が皆さまのお気持ちをお聴きしながら、これからのことを一緒に考えさせていただきます。ご相談をお待ちしております。

With You さいたま電話相談

さまざまな悩み相談 **048-600-3800**
DVに関する相談 **048-600-3700**

【時間】月～水、金、土曜 9:30～20:30
日曜、祝・休日 9:30～17:00
(木曜日・年末年始を除く)

インターネット相談

24時間受付
<https://www.pref.saitama.lg.jp/withyou/counsel/guide.html>

